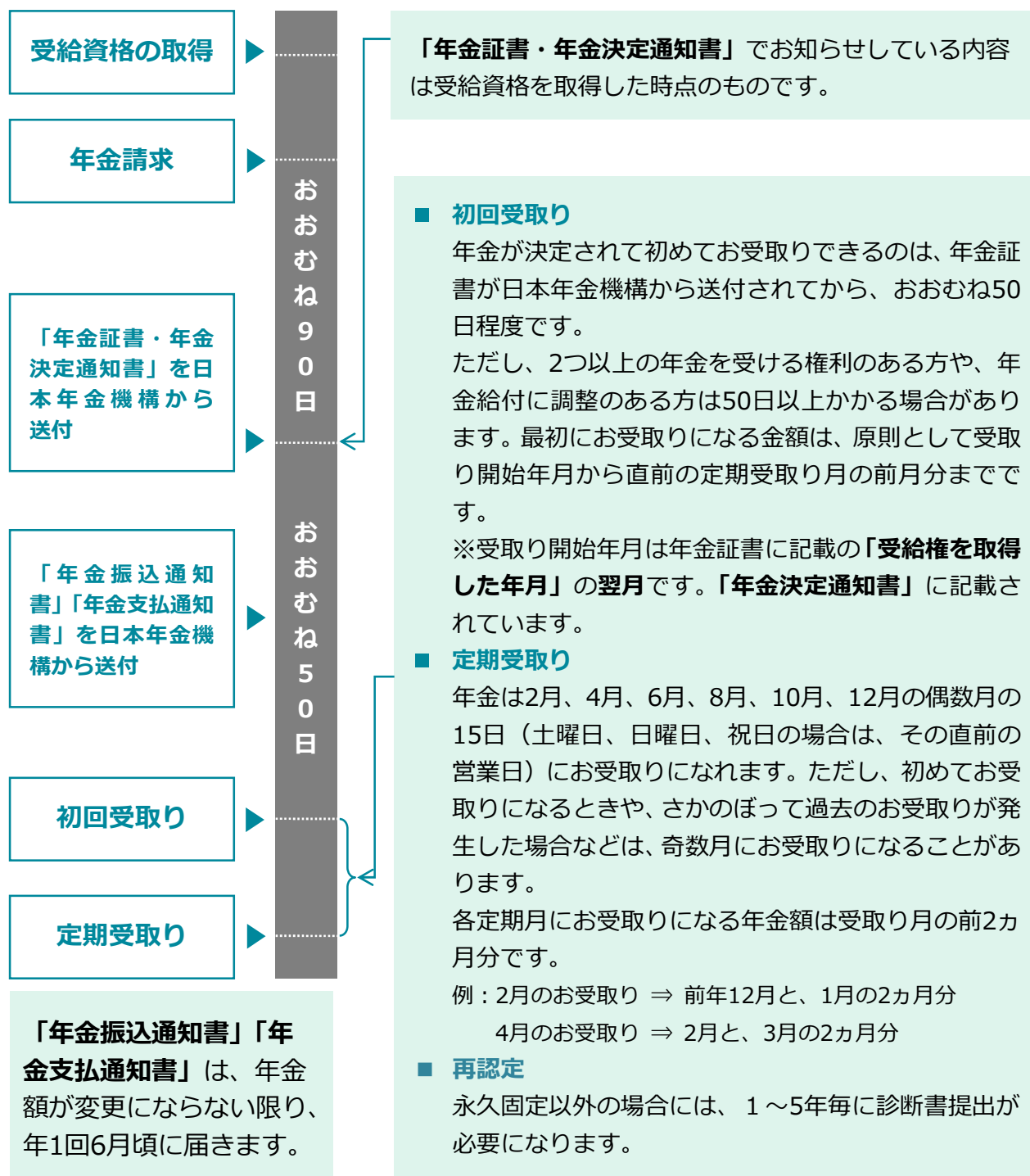


障害基礎年金のお手続きの完了について

1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



審査の結果、不支給または却下となる可能性もあります。

その場合でも、診断書費用などは負担いただくことになります。

裏面に続く

2. おわりに

審査にあたっての留意事項についてご説明します。

ご提出いただきました障害基礎年金の請求書につきまして、
内容審査を進めさせていただきます。

審査の過程で請求者の方にお尋ねすることがあります。その
場合、後日ご連絡させていただくことがありますのでご了承
ください。

また、診断書を作成していただいた医療機関の先生にお尋ね
したり、内容確認をお願いしたりすることがあります。

障害基礎年金が決定された国民年金第1号被保険者は、国民
年金保険料について納付免除か納付申出を選択することがで
きます。納付免除をご希望される場合は、「国民年金保険料免
除理由該当届」を市区町村に提出していただくことが必要で
す。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165（ナビダイヤル）
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165（一般電話）

受付時間：月曜日 8:30～19:00
火～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00
時まで相談をお受けします。

※土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日か
ら1月3日はご利用いただけません。

問合せ先

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>